【第１号様式】

参加表明書

　　令和　　年　　月　　日

知名町長　今井　力夫　様

〒住　所：

商号又は名称：

代表者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　知名町ホームページリニューアル業務委託にかかるプロポーザル審査会に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、プロポーザル審査会に参加するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

１．　第三者を介しての営業行為及び庁舎外での折衝などは致しません。

２．　本業務に関して、他の参加者等と談合もしくは談合等と疑われる協議・行動は致しません。

３．　貴町より提供された情報は、他へ漏らしません。

４．　貴町に対して不利益となる事は行いません。

５．　上記事項に違反した場合は、提案書等の受領拒否、審査の中止及び指名停止等の措置を

　　されても異議申し立てを行いません。

以上

【担当者連絡先】

所属：

氏名：

電話番号：

E - m a i l：

【第２号様式】

質問書

令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 会社等名： |
| 所属部署：　　　　　　　　担当者： |
| 電話番号： |
| E-mail： |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 資　料　名　称 | 該当頁 | 該当行 | 該　当　項　目 |
|  |  |  |  |  |
| 質　問　内　容 | | | | |
|  | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 資　料　名　称 | 該当頁 | 該当行 | 該　当　項　目 |
|  |  |  |  |  |
| 質　問　内　容 | | | | |
|  | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 資　料　名　称 | 該当頁 | 該当行 | 該　当　項　目 |
|  |  |  |  |  |
| 質　問　内　容 | | | | |
|  | | | | |

【留意事項】

* 提出後には必ず電話により受信確認を行ってください。
* 電子メールで送付すること。

(E-mail: [digital@town.china.lg.jp](mailto:digital@town.china.lg.jp))

* 質問項目が多い場合は，本様式を適宜複写して利用すること。

【第３号様式】

CMS導入実績書

商号又は名称：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発注者 | 契約期間 | 業務名・業務内容 | 契約金額  （税込） |
|  | 年　月　日  ～  年　月　日 | 業務名    業務内容 | 円 |
|  | 年　月　日  ～  年　月　日 | 業務名    業務内容 | 円 |
|  | 年　月　日  ～  年　月　日 | 業務名    業務内容 | 円 |

（注１）ホームページリニューアル又はこれに類似するCMS構築の稼働実績（人口５千人以上の自治体）に基づき記入すること。

（注２）実績が複数の場合は、３件まで記入すること。

【第４号様式】

参加資格確認資料

商号又は名称：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務名：知名町ホームページリニューアル業務委託 | | |
| 要　　　件 | 内　　　容 | 備　　　考 |
| (1) 知名町入札参加者名簿に登録されている者であること。 | 該当する・該当しない |  |
| (2) 本町と同規模以上（人口５千人以上）の自治体において、ホームページリニューアル又はこれに類似するCMS構築の稼働実績（人口５千人以上の自治体）があること。 | 該当する・該当しない |  |
| (3) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所等があり、業務期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能であること。 | 該当する・該当しない |  |
| (4) ISO/IEC 27001並びに一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定またはプライバシーマークの認定を受けていること。 | 該当しない・該当する |  |
| (5) 参加申込書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。 | 該当しない・該当する |  |
| (6) 破産法の規定により破産の申し立てがなされていないこと。 | 該当しない・該当する |  |
| (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 | 該当しない・該当する |  |
| (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。 | 該当しない・該当する |  |
| (9) 提案者は、事業化に向け必要となる町その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。 | 該当しない・該当する |  |